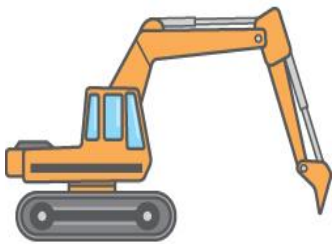


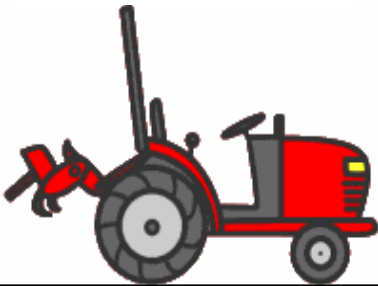
フォーク・リフトや乗用田植機等には 軽自動車税種別割がかかります！

フォーク・リフトや乗用田植機などの特殊自動車にも税がかかることをご存知ですか。
特殊自動車は、その規格により軽自動車税種別割または固定資産税(償却資産)のいずれかの対象になります。所有している人は、お間違えのないように申告してください。



いろいろな特殊自動車

フォーク・リフト、ショベル・ローダ、バック・ホー、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、アスファルト・フィニッシャ、ホイール・クレーン、農耕作業用自動車(農耕トラクタ、田植機、コンバインなど)ほか



**小型特殊自動車のナンバーは、
軽自動車税種別割の課税標識で
あり、その交付が公道の走行を
許可したものではありません！**

【特殊自動車の税は、規格で区分されます】

荷物を持ち上げるフォーク・リフトや前部にある大きなショベルで土をすくい上げるショベル・ローダ、または乗用田植機やコンバインなどの特殊自動車にかかる税は、その規格により小型特殊自動車と大型特殊自動車に区分されています。小型特殊自動車は軽自動車税種別割、大型特殊自動車は償却資産として固定資産税の対象となります。

■小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分

	小型特殊自動車	大型特殊自動車
車両の長さ	4.7メートル以下	左記の規格を ひとつでも超えるもの
車両の幅	1.7メートル以下	
車両の高さ	2.8メートル以下	
最高速度	時速15キロメートル以下	

軽自動車税
種別割

固定資産税
(償却資産)

軽自動車税種別割の申告をして、ナンバープレートの交付を受けてください(ナンバープレートは、道路を走行しない場合でも必要です)

償却資産として申告してください(ナンバープレートの有無にかかわらず申告が必要です)

※農耕作業用自動車の場合は、大きさの要件がなく、最高速度が時速35キロメートル未満のものは、小型特殊自動車になります。

〈地方税法〉

(軽自動車税の納税義務者等)

第四百四十三条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて、それぞれ当該三輪以上の軽自動車及び当該軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課する。

(軽自動車税のみならず課税)

第四百四十四条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

問い合わせ：伊賀市役所 課税課市民税係

TEL0595-22-9613

小型特殊自動車等の登録手続きについて

◎手続きの受付

車種	受付	
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	本庁課税課市民税係 伊賀支所 島ヶ原支所 阿山支所 大山田支所 青山支所	TEL:0595-22-9613 TEL:0595-45-9104 TEL:0595-59-2053 TEL:0595-43-0333 TEL:0595-47-1151 TEL:0595-52-3227

◎ 手続きに必要な書類

手続き	持参していただくもの
新規登録	車両情報を確認できる書類(販売証明書等) 販売店で購入された場合 … 販売証明書 前所有者から譲り受けた場合 … 廃車証明書(譲渡・再登録用) 販売・廃車証明書がない場合 … 車台番号等証明できるもの (車両説明書等と車台番号石刷り・写真等) ※ 添付書類について不明な点等ありましたら市民税係(Tel.22-9613)へお問合せください。

◎ 軽自動車税種別割の税率

区分	種別	年税額
原動機付 自転車	総排気量が 50cc 以下のもの	2,000 円
	総排気量が 50cc を超え 90cc 以下のもの	2,000 円
	総排気量が 90cc を超え 125cc 以下のもの	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
小型特殊 自動車	農耕作業用(農耕トラクタ等)	2,400 円
	その他(フォーク・リフト等)	5,900 円